

岩手県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、第1種中高層住居専用地域内における体育館の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和6年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 盛岡市内丸10番1号岩手県が紫波郡矢巾町の第1種中高層住居専用地域である紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割地内に体育館（3,397.70平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - （1） 期日 令和6年5月27日（月） 午後6時30分から
 - （2） 場所 紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割194番地2 矢巾三区公民館